○厚生労働省告示第百九十七号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成二十九年度産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成二十九年五月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

種類	栽培区域	納付期限
けし耕作者	岡山県美作市	平成二十九年八月三十一日
	北海道名寄市 茨城県つくば市 東京都小平市	平成二十九年九月二十九日
甲種研究栽培者	長崎県長崎市 鹿児島県熊毛郡中種子町	平成二十九年八月三十一日

○農林水産省告示第八百七十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項、第四項第一号及び第二号、第七項並びに第八項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号の二ロ及び第二号の三ロの規定に基づき、平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号（収穫基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十九日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課並びに秋田県庁及び福井県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号の規定は、ぶどう及びなしについて、平成三十年産の果実に係る収穫共済の共済関係並びに平成二十九年六月一日以後に共済責任期間の開始する樹体共済の共済関係、これらの共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十九年以前の年産のぶどう及びなしに係る収穫共済の共済関係並びに平成二十九年六月一日前に共済責任期間の開始するぶどう及びなしに係る樹体共済の共済関係、これらの共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市田野町字白砂ケ尾乙二四〇二の一八、乙二四〇二の一九、乙二四〇二の四三、乙二四〇二の四九、乙二四〇二の五一、乙二四〇二の五五、乙二四〇二の六七、乙二四〇二の六九、乙二四〇二の一七六、乙二四〇二の一七七

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字後川三〇一三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字丸野六四九の二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸野六四九の二三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字栗林二四二三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栗林二四二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市宮石町字イセキ二四の二・二四の三・五三の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字サクラジリ七・八の二・一五の三・一七の二・二一の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六の一、六の二、一九の二、字六ツ田二の一・七の二・七の三・七の六・一三の一・一三の四・一三の七・二八の一・三〇の一・三一の四（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、二の二、七の七から七の一四まで、一三の三、一三の五、一三の六、一三の八、一三の九、二八の二、二八の三、字半田三の一・三の二・四・九の一・一〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六、六の一、九の二、一〇の二、字佐田一の三・一の四・五の一・五の二・五の六・五の八・一一の二・一一の三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、五の三から五の五まで、五の七、川向町字水穴七の一・一四の一・一四の三・一六の三・一七の一・一七の二・一八・一九（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の四、一六の一、一六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）